

宇城市中小企業等物価高騰対策支援事業

～電気・ガスなどをはじめとする物価高騰への支援～

国の重点支援地方
交付金活用事業

商工会会員の皆様へ

～事前予約に御協力をお願いいたします～

本事業は、宇城市が事業主体となっていく中小企業等支援事業です。
申請先は宇城市商工会各支所となります。

申請開始後は、受付窓口が大変混雑することが予想されますので、
申請・相談のためご来館いただく際は、お電話での事前予約にご協力
いただきますようお願い申し上げます。

給付額

直近の決算における光熱水費（電気料金・ガス料金・水道料金）及び燃料費（ガソリン・灯油・軽油・重油等）に要した経費に応じて給付金を支給します。

◆支援金算定方法

光熱水費（電気・ガス・水道等）、燃料費（ガソリン・軽油・重油・灯油）×10%以内
で上限20万円 ※予算の範囲内で支給、千円未満切り捨て

対象者

詳細は宇城市HPへ

(①～⑤すべてを満たす)

- ①中小企業基本法第2条1項に規定する中小企業(法人又は個人)
 - ②宇城市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主
 - ③給付金の申請後も事業継続の意思がある者
 - ④市税の滞納がないこと。
 - ⑤直近1年間の光熱水費及び燃料費の合計の支出が年間30万円（税抜き）以上の事業者
- ※宇城市農林水産業物価高騰対策支援事業の対象者は本事業の対象外



申請期間

令和8年6月1日（月）～7月17日（金）

受付時間：9：00～16：00 ※水土日祝日は除く

申請先・問い合わせ先

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 宇城市商工会 三角支所（宇城市三角町三角浦1160-86） | TEL：0964-52-2530 |
| <input type="checkbox"/> | 宇城市商工会 不知火支所（宇城市不知火町高良2477-1） | TEL：0964-32-0843 |
| <input type="checkbox"/> | 宇城市商工会 松橋支所（宇城市松橋町松橋562） | TEL：0964-32-0812 |
| <input type="checkbox"/> | 宇城市商工会 小川支所（宇城市小川町江頭112-1） | TEL：0964-43-0452 |
| <input type="checkbox"/> | 宇城市商工会 豊野支所（宇城市豊野町糸石3570-1） | TEL：0964-45-2694 |

※申請の際は混みあう場合がありますので事前にご連絡ください。



給付金の対象となる中小企業等について

中小企業基本法第2条1項に規定する中小企業(法人又は個人)

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員
製造業・建設業・運送業・ その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

申請書類

- ①宇城市中小企業等物価高騰対策給付金給付事業交付申請書
- ②申請事業者確認書
- ③振込先がわかる書類（通帳の写し等）
- ④直近の確定申告書及び決算書の写し
- ⑤消費税の申告を行っている事業者については消費税及び地方消費税の確定申告書第1表の写し

【法人】

- ・法人税確定申告書の別表一の写し
- ・決算報告書の「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書」「製造原価報告書(作成している事業者のみ)」の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し（3ヶ月以内に取得したもの）
- ・法人事業概況説明書

【個人事業主】

令和7年分の確定申告書の写し

- ・青色申告：確定申告の第一表、青色申告決算書一式の写し
- ・白色申告：確定申告の第一表、収支内訳書一式の写し

申請方法

- ・窓口提出
必要書類一式を揃えて申請先に提出



給付金の不正受給は犯罪です！